島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める「くろまぐろ」 について

(第6管理期間:令和2年4月~令和3年3月) 令和2年3月27日 公表

令和2年6月4日 一部改正 令和2年7月3日 一部改正

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄釣漁業、一本釣漁業及び定置漁業により漁獲され、本県における同資源の漁獲量は、平成19年から令和元年までの間、年間39トンから305トンで推移しており、年変動は大きいものの、本県にとって重要な資源となっている。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国が定める第6管理期間に係る海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずる。
- (3) 本県の知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、くろまぐろの採捕実績の的確な把握に努める。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずる。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- (5) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者の自主的取り決めを後押しし、本県の管理措置と相まった漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の知事管理量に関する事項

	管理の対象となる期間	知事管理量	留保枠
30キログラム未満のく	第6管理期間(令和2年4		
ろまぐろ(以下「小型	月1日から令和3年3月31	107.1トン	うち2.9トン
魚」という。)	日まで)		
30キログラム以上のく	第6管理期間(令和2年4		
ろまぐろ(以下「大型	月1日から令和3年3月31	34.2 トン	うち 1.2 トン
魚」という。)	目まで)		

- 注1 留保枠については、くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて、事前に海区漁 業調整委員会に諮りその了解を得た方法により知事が配分する。
- 注2 農林水産大臣により知事管理量が増加された場合には、追加分を一旦留保

枠に加える。ただし、くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領(平成 31 年 3 月 25 日付け 30 水管第 2795 号水産庁資源管理部長通知)に基づく配分量の融通の結果、知事管理量が変更された場合は、この限りでない。

注3 小型魚の知事管理量のうち10.8トンは、漁獲データ等が資源評価の指標に 用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、本県の小型魚又は大型魚に係る本県の知事管理量は、当該公表時点における本県の採捕の数量に変更する。

3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 本県の採捕の種類別の数量(以下「割当量」という。)は、下表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
定置漁業の割当量	29.9 トン	33.0 トン
くろまぐろ承認漁業の割当量	73.3 トン	
その他の漁業の割当量	1.0トン	

- 注1 「定置漁業」とは、漁業法(昭和24年法律第267号)第6条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則(昭和40年島根県規則第53号)第7条第11号に規定する小型定置漁業及び漁業法第6条第5項第2号に規定する第2種共同漁業(定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間、小型魚及び大型魚の漁獲実績があるものに限る。)をいう。
- 注2 「くろまぐろ承認漁業」とは、日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。
- 注3 「その他の漁業」とは、定置漁業及びくろまぐろ承認漁業以外の漁業並 びに公的研究機関が実施する調査研究による採捕をいう。
- 注4 くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて、上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。
- 注5 くろまぐろ承認漁業に係る小型魚の割当量のうち 10.8 トンは、漁獲データ等が資源評価の指標に用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。
- (2) 本県の期間別の数量は、以下の管理措置を行うため定めない。
 - ア 定置漁業

管理期間を通じて、経営体ごとに漁獲上限の目安を設定する。

イ くろまぐろ承認漁業

管理期間を通じて、隠岐又は本土の別に漁獲上限の目安を設定し、それぞれの残量が少なくなった段階で、漁業協同組合等が地区単位での漁獲調整を行う。

ウ その他の漁業

くろまぐろを目的とした操業を行わず、混獲した場合は放流に努める。

(3) 採捕の停止等の命令について

本県の採捕の数量が小型魚又は大型魚の別に採捕の種類ごとの各数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

ア 各漁業協同組合は、急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下に該当する 場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合 漁業協同組合 JFしまね 美保関支所 島根町支所 市場要支所 下田支所 大社支所 大田支所 (大田支所) (大田大田) (大田大田) (大田) <br< th=""><th>一</th><th>-/-//// +K*/-1</th><th></th></br<>	一	-/ - //// +K*/-1	
J F しまね 美保関支所 島根町支所 恵曇支所 平田支所 大社支所 大田支所 流田支所 酒郷支所 酒郷支所 酒組合 さ超える量の採捕 支所の1日当たり 100 キログラムを超える量 の採捕 海土町漁業協 同組合 定置漁業 人ろまぐろ承 認漁業 ラムを超える量の採捕 その他の漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 300 キログラ 人を超える量の採捕 その他の漁業 (ろまぐろ承 認漁業 その他の漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 1,000 キログラ ラムを超える量の採捕 その他の漁業	漁業協同組合	採捕の種類	報告基準
美保関支所 島根町支所 恵曇支所 平田支所 大社支所 大田支所 海田支所 酒郷支所 酒郷支所 酒組合 くろまぐろ承 園組合 支所の1日当たり 1,000 キログラムを超える量 の採捕 本の他の漁業 シ所の1日当たり 100 キログラムを超える量 の採捕 本町漁業協 同組合 定置漁業 ムを超える量の採捕 くろまぐろ承 漁業協同組合全体で1日当たり 1,000 キログラ シーを超える量の採捕 くろまぐろ承 認漁業 その他の漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 1,000 キログラ ラムを超える量の採捕 その他の漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 1,000 キログラ	漁業協同組合	定置漁業	支所の1経営体で1日当たり 300 キログラム
島根町支所 恵曇支所 平田支所 大社支所 大田支所 流田支所 酒郷支所 浦郷支所 麦所の1日当たり100キログラムを超える量の採捕 海土町漁業協 同組合 定置漁業 名まぐろ承 認漁業 漁業協同組合全体で1日当たり300キログラムを超える量の採捕 くろまぐろ承 認漁業 その他の漁業 漁業協同組合全体で1日当たり1,000キログラムを超える量の採捕	JFしまね		を超える量の採捕
恵曇支所 平田支所 大田支所 大田支所 強田支所 西郷支所 酒郷支所 清郷支所 清郷支所 に国名 「日当たり 100 キログラムを超える量 の採捕 「本土町漁業協 同組合 「日当たり 300 キログラムを超える量の採捕 「くろまぐろ承 漁業協同組合全体で1日当たり 300 キログラムを超える量の採捕 「ストラースを超える量の採捕 「ストラースを超える量	美保関支所	くろまぐろ承	支所の1日当たり 1,000 キログラムを超える
平田支所 大田支所 浜田支所 西郷支所 浦郷支所 の採捕 海士町漁業協 同組合 定置漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 300 キログラ ムを超える量の採捕 くろまぐろ承 認漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 1,000 キログラ ラムを超える量の採捕 その他の漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 100 キログラ	島根町支所	認漁業	量の採捕
大社支所 大田支所 浜田支所 西郷支所 浦郷支所農業協同組合全体で1日当たり 300 キログラムを超える量の採捕海土町漁業協同組合大きでの地の漁業漁業協同組合全体で1日当たり 1,000 キログラムを超える量の採捕その他の漁業漁業協同組合全体で1日当たり 100 キログラストを超える量の採捕	恵曇支所	その他の漁業	支所の1日当たり 100 キログラムを超える量
大田支所 浜田支所 益田支所 西郷支所 浦郷支所漁業協同組合全体で1日当たり 300 キログラ ムを超える量の採捕「利金くろまぐろ承 認漁業漁業協同組合全体で1日当たり 1,000 キログラ ラムを超える量の採捕その他の漁業漁業協同組合全体で1日当たり 100 キログラ	平田支所		の採捕
浜田支所 益田支所 西郷支所 浦郷支所漁業協同組合全体で1日当たり 300 キログラ ムを超える量の採捕「日組合人ろまぐろ承 認漁業漁業協同組合全体で1日当たり 1,000 キログラ ラムを超える量の採捕その他の漁業漁業協同組合全体で1日当たり 100 キログラ	大社支所		
益田支所 西郷支所 浦郷支所漁業協同組合全体で1日当たり 300 キログラ ムを超える量の採捕「日組合人ろまぐろ承 認漁業漁業協同組合全体で1日当たり 1,000 キログラ ラムを超える量の採捕その他の漁業漁業協同組合全体で1日当たり 100 キログラ	大田支所		
西郷支所 浦郷支所 海士町漁業協 同組合	浜田支所		
浦郷支所 海土町漁業協 定置漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 300 キログラ ムを超える量の採捕 くろまぐろ承 漁業協同組合全体で1日当たり 1,000 キログ 認漁業 ラムを超える量の採捕 その他の漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 100 キログラ	益田支所		
海士町漁業協 定置漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 300 キログラムを超える量の採捕 くろまぐろ承 漁業協同組合全体で1日当たり 1,000 キログ 認漁業 ラムを超える量の採捕 その他の漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 100 キログラ	西郷支所		
同組合	浦郷支所		
くろまぐろ承 漁業協同組合全体で1日当たり 1,000 キログ 認漁業 ラムを超える量の採捕 その他の漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 100 キログラ	海士町漁業協	定置漁業	漁業協同組合全体で1日当たり 300 キログラ
認漁業 ラムを超える量の採捕 その他の漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 100 キログラ	同組合		ムを超える量の採捕
その他の漁業 漁業協同組合全体で1日当たり 100 キログラ		くろまぐろ承	漁業協同組合全体で1日当たり 1,000 キログ
		認漁業	ラムを超える量の採捕
ムを超える量の採捕		その他の漁業	漁業協同組合全体で1日当たり 100 キログラ
りに他たる事が外間			ムを超える量の採捕

イ アの本県への一報は、以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段	本県
		階	
漁業協同組合	各漁業者は、	担当者は、所属支	· 漁業協同組合(漁業協
JFしまね	所属支所の担	所長に電話連絡	同組合JFしまねにあ

	当者に電話連			っては、支所長)は、
	絡			本県水産課にFAX連
海士町漁業協	各漁業者は、	担当者は、	参事に	絡
同組合	漁業協同組合	電話連絡		・本県は、送信者に受信
	の担当者に電			連絡
	話連絡			

- 注1 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。
- 注2 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年 始等の閉庁時の連絡網を含む。)を別に定めるものとする。
- ウ アの緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

また、本県は、当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

採捕の種類	緊急の管理措置		
定置漁業	・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、		
	大量入網があった旨を緊急連絡		
	・当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者は生		
	存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放及び臨時		
	休漁、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施		
くろまぐろ	・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、		
承認漁業	大量漁獲があった旨を緊急連絡		
	・当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者はく		
	ろまぐろを目的とした操業の自粛及び混獲時の生存個体の放		
	流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施		
その他の漁業	・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、		
	大量漁獲があった旨を緊急連絡		
	・当該漁業において、漁業者は引き続きくろまぐろを目的と		
	した操業を行わないことを徹底し、混獲した場合は生存個体		
	の放流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施		

- エ 本県は、本県の採捕の数量が2に定める知事管理量の7割を超え、1日当たり1トンを超える採捕の数量報告があった場合には、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。
- (2) 採捕の数量の公表等について
 - ア 本県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を 超えるおそれがあると認める場合として、本県の2又は3の数量の7割を超 え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表する。
 - イ また、採捕の数量が我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量の7割を 超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量

が公表される。

この際、当該公表がされた時点で本県のアの公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県のアの公表とする。

(3) 早期是正措置

本県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県の管内の漁業者等に対し講ずる。

ア 定置漁業

割当量の7割	・全長 45 センチメートル未満の生存個体を放流する(小型魚
を超えたとき	の割当量に係るものに限る。)。
	・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。
	・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に
	当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の8割	・全長 45 センチメートル未満の生存個体を放流する(小型魚
を超えたとき	の割当量に係るものに限る。)。
	・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。
	・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に
	当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 9 割	・全長 45 センチメートル未満の生存個体を放流する(小型魚
を超えたとき	の割当量に係るものに限る。)。
	・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。
	・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に
	当該措置の履行確認を依頼する。

イ くろまぐろ承認漁業 (養殖種苗用の採捕を目的とするものに限る。)

	THE DIMENT CANAL AND THE PROPERTY OF THE PROPE
割当量の7割	・養殖種苗にならない生存個体を放流する。
を超えたとき	・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に
	当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の8割	・養殖種苗にならない生存個体を放流する。
を超えたとき	・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に
	当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の9割	・養殖種苗にならない生存個体を放流する。
を超えたとき	・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に
	当該措置の履行確認を依頼する。

ウ くろまぐろ承認漁業 (イ以外のもの)

割当量の7割	・全長 45 センチメートル未満の生存個体を放流する。
を超えたとき	・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に
	当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の8割	・全長 45 センチメートル未満の生存個体を放流する。
を超えたとき	・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に

	当該措置の履行確認を依頼する。	
割当量の9割	・全長 45 センチメートル未満の生存個体を放流する。	
を超えたとき	・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に	
	当該措置の履行確認を依頼する。	

エ その他の漁業

割当量の7割	・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲し
を超えたとき	た場合は生存個体を放流する。
	・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に
	当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の8割	・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲し
を超えたとき	た場合は生存個体を放流する。
	・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に
	当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の9割	・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲し
を超えたとき	た場合は生存個体を放流する。
	・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に
	当該措置の履行確認を依頼する。

(4) その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

ア 本県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は、国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

イ 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は、国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページ、テレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

採捕の停止命令について

(1) 2に定める知事管理量

本県の採捕の数量が、2に定める知事管理量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) 3に定める採捕の種類別の数量

本県の採捕の種類別の数量が、3に定める採捕の種類別の数量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(3) 全国数量

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚別の

漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が 採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚に係る知事管理量は、 当該公表時点における本県の採捕の数量に変更となることから、当該公表の時 点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(4) その他採捕の停止命令に関すること

遊漁をする者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県の知事の 採捕の停止命令(法第10条関係)が出された際は、本県沖合の海面で遊漁をす る者に対し、採捕の停止に係る指導を行う。